

公益財団法人札幌市学校給食会物資取扱規程

(平成 26 年 2 月 28 日理事会議決)

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この規程は、公益財団法人札幌市学校給食会（以下「この法人」という。）定款第 4 条の規定により、学校給食に必要な物資（以下「物資」という。）の調達に関して、入札及び随意契約（以下「入札等」という。）に参加しようとする者の資格審査、登録、資格の取消及び停止（以下「登録等」という。）、購入事務処理、不適格品の取扱等必要な事項を定めることを目的とする。

(調 達)

第 2 条 物資の調達は、札幌市学校給食用食材調達業務（以下「調達業務」という。）の受託によって行うものとする。ただし、調達業務仕様書に掲げる主食、牛乳及び札幌市からの指示により調達した物資の調達については、この規程を適用しない。

第 2 章 登 録 等

(資 格)

第 3 条 入札等に参加しようとする者は、入札等参加資格者（以下「有資格者」という。）として登録されなければならない。

2 前項の登録については、理事長が決定し、後日、理事会に報告するものとする。

(有資格者)

第 4 条 有資格者として登録される者は、次の各号の一に該当する者であってはならない。

- (1) 成年被後見人、被保佐人及び破産者で復権を得ない者
- (2) 刑事訴追を受けている者及び刑の執行が終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 札幌市内に本店、支店、営業所、出張所等（以下「営業所等」という。）を有しない者又は有してもその営業年数が 9 月 1 日現在（以下「審査基準日」という。）において 3 年未満の者
- (4) 青果物・鶏卵・乾物取扱業者以外で食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）に規定する営業の許可又は北海道条例に規定する許可及び登録を有しない者並びに有しても同法第 60 条第 1 項又は第 61 条の規定に基づき許可の取消又は営業の禁止若しくは停止の処分を受けた日が審査基準日において 3 年未満の者
- (5) 札幌市税を滞納している者
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第 2 号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当する者
- (7) 青果物取扱業者においては、札幌市中央卸売市場業務規程第 29 条第 1 項の規定による売買参加者の承認を得ない者

(申請)

第5条 入札等に参加しようとする者は、理事長が別に規則で定める必要書類を添付し、書面により申請するものとする。

2 前項に係る申請手続きは、3年毎（以下「本登録」という。）とする。

3 理事長は、前項の規定の他、その中間年においても本登録の期間を限度とする申請手続き（以下「追加登録」といい、前項の申請手続きをした者を除く。）を行うことができる。

4 前2項の規定に基づく申請書等の交付期間及び受付期間は、理事長が別に規則で定める。

(審査)

第6条 理事長は、前条の申請に基づき、次に掲げる事項について審査を行わなければならない。

(1) 経営規模

(2) 信用状況

(3) 衛生状態

(4) 供給能力

2 前項の審査について、必要がある場合は、実態調査を行うものとする。

3 第1項の審査については、受付期間終了後、30日以内までに完了しなければならない。

4 第1項の審査基準については、理事長が別に規則で定める。

(決定等)

第7条 理事長は、前条の審査を完了したときは、有資格者の決定及び業種の指定をしなければならない。

2 理事長は、有資格者を決定したときは、書面により当該申請人に通知するものとする。

3 入札等参加資格者決定通知書を交付された者で登録を希望する者は、誓約書及び口座振込依頼書を当会に提出しなければならない。

(名簿)

第8条 理事長は、前条第3項に定める誓約書の提出があった者を、名簿に登録しなければならない。

(有効期間等)

第9条 前条により登録された有資格者の有効期間又は有効期限は、本登録にあつては3年間、追加登録にあつては登録日から当該追加登録の属する本登録の満了の日までとする。

(特例措置)

第10条 理事長は、物資の性質又は特殊性等により有資格者以外の者から物資購入をする必要があるときは、その都度、有資格者を決定し、入札等に参加させることができる。

2 理事長は、前項の決定をしたときは、直近の理事会に報告しなければならない。

(登録事項等の変更)

第10条の2 第8条により登録された有資格者は、登録申請内容に変更が生じた場合は、速やかに関係書類を添えて理事長に届け出るものとする。

2 理事長は、前項による届出があった変更事項について、特に登録資格に支障がないと認めるときは、名簿の記載を変更することができる。

(資格の継承)

第11条 理事長は、有資格者が、次の各号の一に該当するときは、第4条第1項第1号、第2号、第4号、第5号、第6号及び第7号に掲げる者を除き、書類審査により、承継人にその資格を承継させることができる。

- (1) 相続によりその営業を承継したとき。
- (2) 個人営業者が会社を設立し、これにその営業を譲渡し、かつ、取締役又は社員に就任し、現にその任にあるとき。
- (3) 合併により解散した会社の取締役又は社員が、合併により新設された会社又は合併後存続する会社の取締役又は社員に就任し、現にその任にあるとき。
- (4) 会社が組織を変更し、他の種類の会社になったとき。
- (5) 会社が営業の一部又は全部を分離して新たに設立した会社はその営業を譲渡したとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほかで理事長が必要と認めたとき。

2 前項各号に該当する承継人は、営業の承継を立証するため、必要書類を提出しなければならない。

(資格の取消及び停止)

第12条 理事長は、有資格者が別表に掲げる資格の取消又は停止事由に該当したときは、資格の取消又は停止をすることができる。

2 理事長は、前項により資格の取消又は停止をしたときは、直ちに書面により当該有資格者及び関係学校に通知しなければならない。

第3章 調 達 事 務

(契 約)

第13条 物資の調達に関する契約は、理事長が行うものとする。

(調 達)

第14条 物資は、名簿に登録された者（以下「納入業者」という。）から調達しなくてはならない。

(調達方法)

第15条 次の各号の一に該当する場合を除き、原則として1品目につき2人以上の者により見積を徴し選定する。

- (1) 見積者が1人であるとき。
- (2) その性質又は目的が競争見積に適さないとき。
- (3) 緊急の必要があるとき。
- (4) 著しく有利な価格で購入できる見込みのあるとき。
- (5) 特殊性の品目のとき。
- (6) その他、理事長が特に必要と認めたとき。

(随意契約)

第16条 前条の各号に該当するときは、随意契約によることができる。

(手続及び決定)

第17条 物資調達の手続及び決定については、理事長が別に規則で定める。

(入札等の注意事項)

第 18 条 次の各号の一に該当する場合の入札書又は見積書は無効とする。

- (1) 所定の日時まで提出されない場合
- (2) 記名及び捺印がなされていない場合
- (3) 品名、規格、数量及び仕様等の記載もれ又は誤記の場合
- (4) 同一銘柄で2つ以上の入札書又は見積書を提出した場合
- (5) 金額(単価等)、品名及び数量等入札書又は見積書の内容が確認できない場合
- (6) 入札又は見積に関し不正の行為があった場合
- (7) その他、この規程に定める入札等の条件に違反した場合

(入札等の執行)

第 19 条 入札等は常務理事又は事務局長の立会いのもとに、事務局職員(以下「担当者」という。)が執行する。

- 2 入札書又は見積書は提出後いかなる理由があっても、これを書替え又は撤回することができない。

(落札者の決定)

第 20 条 落札者は、価格、品質等総合的に判断して決定する。

- 2 決定品目の特殊性から、2人以上の者から、調達することが有利な場合は2人以上の者を契約の相手方とすることができる。

(契約書の作成)

第 21 条 理事長が物資の調達に関する契約を締結する場合には、次の事項を記載した契約書を作成しなければならない。ただし、契約の内容により必要のない事項は、省略することができるが、後日、理事会に報告しなければならない。

- (1) 契約の目的
- (2) 物資の名称
- (3) 購入単価
- (4) 契約の期間
- (5) 代金の決済
- (6) 物資の受渡し
- (7) 学校給食の用に供することができない物資の処分
- (8) 契約違反の場合における処置
- (9) その他必要な事項

(受注)

第 22 条 納入業者が学校に物資を納入した場合は、納品書に受領印又は受領者の署名を受けなければならない。

(検収)

第 23 条 契約に基づく適正な品質確保のため、必要に応じて現場検査及び随時抜取検査を実施するものとする。

第 4 章 不適格品の取扱

(事故措置)

第 24 条 納入業者は、物資の事故発生の場合、速やかに関係機関と連絡・協議の上、適切

な措置を講ずるものとし、原因究明の上、以後の事故防止に努めなければならない。

(不適格品の定義)

第 25 条 不適格品とは、次の各号の一に抵触する場合をいう。

- (1) 食品衛生法
- (2) 腐食、異物の混入、規格外等で前号に該当しない物資
- (3) 計量法
- (4) その他関係法規

(不適格品の措置)

第 26 条 不適格品が納入された場合は、当該学校はこの法人に連絡するとともに、納入業者に対し給食運営が円滑に実施できるよう良品と取替えるなど、速やかに適切な措置を講じるものとする。

- 2 不適格品の措置方法は、事務局長が決定するものとする。
- 3 措置の結果については、常務理事に報告するものとする。

(措置の方法)

第 27 条 前条第 2 項の措置は、原因を究明し、以後の防止に努めるため、次の各号に基づき決するものとする。

- (1) 納入業者に対して不適格品の数量を納入数量から減ずることとし、今後の納入については、物資の買入契約に基づき適切な措置を講ずるものとする。
 - (2) 不適格品が食品衛生法に抵触する場合は所管の保健所に届出を行い同法に基づく措置を依頼し、その結果に基づき、納入業者に対して適切な措置を講ずるものとする。
 - (3) その他、取引に関する関係法規に抵触する場合は、前 2 号に準じ措置を講ずるものとする。
- 2 第 25 条に該当する不適格品を納入した業者に対しては、警告、納入の一時停止又は契約の解除等を行うものとする。

(措置の結果)

第 28 条 前条により措置した結果は、当該学校及び理事会に報告しなければならない。

第 5 章 補 則

(施行細則)

第 29 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に規則で定める。

附 則 (平成 26 年 2 月 28 日 理事会議決)

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この規程の改正前の第 9 条の規定による登録有効期間の満了の日をもって、改正後の第 9 条の規定による登録有効期間とする。

附 則 (令和 3 年 8 月 5 日 理事長決裁)

この規程は、令和 3 年 8 月 5 日から施行する。

附 則 (令和 5 年 3 月 3 日 理事会議決)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

別 表 第 13 条に定める資格の取消又は停止事由

資格の取消

<p>1 次に掲げる事項の一に該当することになったとき</p> <p>(1) 成年被後見人、被保佐人及び破産者の宣告を受けたとき</p> <p>(2) 刑事訴追を受けたとき</p> <p>(3) 札幌市内に営業所等を有しなくなったとき</p> <p>(4) 食品衛生法(昭和22年法律第233号)第60条第1項又は第61条の規定に基づき許可の取消又は営業の禁止、若しくは停止の処分を受けたとき</p> <p>(5) 札幌市税を滞納したとき</p> <p>(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団関係事業者(暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。)に該当する者になったとき</p> <p>(7) 青果物取扱業者において、札幌市中央卸売市場業務規程第31条の規定による売買参加者の承認の取消を受けたとき又は同規程第79条第3項の規定による承認の取消を受けたとき</p> <p>2 学校給食用物資納入業者登録申請書の記載事項に虚偽の記載があったとき</p> <p>3 入札等参加通知書を受理して3回入札見積書の提出がない場合</p>
--

停止及び停止期間

停止となる事由	停止期間
1 地方自治法施行令第167条の4第2項に該当した場合	2年以内
2 落札者が正当な理由がなくて契約を締結しなかったとき	1年以内
3 契約人の原因により契約納期に遅延したとき	6カ月以内
4 契約に基づく規格等に合致せず、検査に不合格となったとき	6カ月以内
5 公官庁等に係わる贈賄等不正行為の容疑で逮捕されたとき	
(1) 札幌市に関する事件	
ア 役員が該当したとき	2年以内
イ 従業員が該当したとき	1年以内
(2) その他の事件	
ア 役員が該当したとき	1年以内
イ 従業員が該当したとき	6カ月以内
6 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1項に違反すると認められるとき	1年以内
7 入札書若しくは見積書又は見本品に虚偽があったとき	6カ月以内
8 その他、理事長が不相当と認める行為があったとき	理事長が認める期間